

第 7 章 バリアフリー化に関する整備方針

基本理念、基本方針を踏まえた項目ごとの整備方針は次のとおりとします。

7-1. 生活関連施設等の利便性の向上

1. JR紀伊田辺駅

- ・エレベーターの設置
- ・障害者用便所の新設
- ・構内便所の入り口の段差の改修
- ・1番ホームの傾斜の改善
- ・待合室の入り口の改修
- ・電光掲示板の位置の見直し
- ・ホーム通路幅の確保
- ・券売機の改善
- ・構外障害者用便所の改善

2. 市施設（田辺市役所本庁舎、田辺市民総合センター、紀南文化会館）

（共通）

- ・案内表示の整備（屋外スロープ、障害者駐車場、障害者用便所など）
- ・停電等の非常時において、エレベーター内から聴覚障害者が外部の対応状況を認識できる装置の設置

（紀南文化会館）

- ・1階エレベーターの乗降体制の整備
- ・障害者用便所の改善（ドア、洗浄レバーの位置など）
- ・車いす使用者の観覧位置の改善

3. JR紀伊田辺駅前広場

- ・駅前広場全面改修による案内表示の整備
- ・わかりやすいバスの乗降システムの整備

4. 公衆便所（重点整備地区内）

- ・公衆便所の新規設置
- ・障害者用便所の便器洗浄装置の位置の改善
- ・荷物台又はフックの設置

第 7 章 バリアフリー化に関する整備方針

5. 休憩施設

- ・バス停にベンチや上屋の新設

7-2. 移動における安全性の向上

1. 道路

- ・グレーチングや溝蓋の改修
- ・舗装不良箇所の修繕
- ・カーブミラーの設置と維持管理の徹底

2. 歩道

- ・歩道の新設
- ・誘導ブロックの新設及び破損箇所の修復
- ・凸凹のある歩道の改修

3. 交通施設

- ・視覚障害者用スピーカーのない信号機の改善
- ・思いやり信号機設置による歩行横断時間の確保

7-3. 安心して利用できる交通環境の整備

1. バス車両等

- ・低床バスの導入
- ・バス停の案内表示の整備

2. 鉄道車両

- ・車いす対応車両の導入促進

7-4. 誰もが分かりやすいまちづくり

1. 分かりやすい情報の提供

- ・ 分かりやすいサインの整備
- ・ 重点整備地区内の観光施設、休憩施設、公衆便所などバリアフリー情報を入れた総合的なパンフレット（バリアフリーマップ）の作成

2. 観光客など来訪者への情報提供

- ・ 南紀田辺観光案内センター整備に伴う情報発信の一元化
- ・ 情報提供としてのホームページの充実
- ・ 駅や観光案内所でのバリアフリーマップやパンフレットの設置
- ・ 情報の集約と障害者、高齢者の受け入れ体制の整備
（介助者などの人的サポート、補助具などのレンタル機能など）

7-5. 心のバリアフリー推進のまちづくり

- ・ 人権意識や福祉意識の啓発のための講座などの開催
- ・ あらゆる機会を通じて、誤解や偏見をなくすための啓発活動の推進・市の広報やホームページ、新聞、地域の回覧板などによるPR
- ・ 学校の福祉教育を通じた取り組みの推進
- ・ 違法駐車及び歩道上にバイクや自転車などを放置防止の取り組み
- ・ コミュニケーションボードを多数の人々が利用する公共施設や駅、市内の店舗などへの設置
- ・ バリアフリーマップの作成と駅などへの設置